

事務連絡
令和2年10月19日

令和2(2020)年度外国人特別研究員（一般）
受入研究機関担当係 御中

独立行政法人日本学術振興会人物交流課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2(2020)年度外国人特別研究員（一般）採用者の
来日期限の変更及びこれに伴う手続き等について

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人特別研究員（一般）採用者が、海外から日本へ入国し、当初の予定通りに採用期間を開始することが困難であった状況を考慮し、下記のとおりとしましたので、ご確認をお願いします。

記

1. 来日期限の変更について

- ・採用決定時に発出した書類（採用通知及び経費負担証明書（以下「採用通知等」という。））において、来日期限を「令和2(2020)年9月30日」又は「令和2(2020)年11月30日」としていましたが、これを、別添”Change of the deadline for the arrival date in Japan”のとおり「令和3(2021)年3月31日」に変更します。
- ・上記に伴う書類の提出は不要です。

2. 採用通知等の取扱いについて

- ・1. に伴う採用通知等の再発行は行いません。
- ・在留資格申請の手続きは、発行済みの採用通知等と別添 ”Change of the deadline for the arrival date in Japan”とで行ってください。

3. 当会への来日日（採用期間開始日）変更の連絡について

- ・様式1（採用期間開始・初回金受領方法通知書）を未提出の場合：変更後の日付が確定し次第、様式1を担当宛に提出してください。
- ・様式1（採用期間開始・初回金受領方法通知書）を提出済の場合：変更後の日付が確定し次第、担当宛にメールで連絡をしてください。双方合意で修正します。

4. 科学研究費補助金（特別研究員奨励費）について

- ・令和2(2020)年12月1日以降の来日となる場合、令和2年度科研費の交付申請はできません。

5. その他注意事項（入国に係る追加的な防疫措置について）

- ・下記ホームページを参照し、日本政府がとっている各種水際対策を確認のうえ、研究員への適切な周知並びにご指導をお願いいたします。
- ・来日日（入国日）=採用期間開始日となります。入国後 14 日間の待機期間も、滞在費の支給対象となる採用期間に含まれます。

【参考ホームページ】

首相官邸・新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

外務省ホームページ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

法務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

厚生労働省ホームページ「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

本件問い合わせ先

<採用手続について>

担当：日本学術振興会人物交流課 外国人特別研究員係

電話：03-3263-3810 E-mail：gaitoku@jsps.go.jp

<科研費（特別研究員奨励費）について>

担当：日本学術振興会研究助成第一課 研究助成第二係

電話：03-3263-2146, 2148, 1870, 0164